

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する

特別措置法施行規則の一部を改正する省令

○環境省令第五号（平成十四年三月七日）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第十一条の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成十三年環境省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

（譲渡し及び譲受けの制限）

第七条 法第十一条の環境省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 地方公共団体に譲り渡す場合
- 二 地方公共団体が譲り受ける場合
- 三 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理技術の試験研究又は処理施設における試運転を目的とする場合であって、次に掲げる場合
- イ 都道府県知事が認めた場合
- ロ 環境事業団に譲り渡す場合
- ハ 環境事業団が譲り受ける場合

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物を処分又は

再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分に関する基準の一部を改正する件

○環境省告示第十五号（平成十四年三月七日）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条第一項第三号ツ及びナの規定に基づき、特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物を処分又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分に関する基準（平成四年七月環境庁告示第四十二号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

第三に次の一号を加える。

五 プラズマ反応によりポリ塩化ビフェニルを分解したことにより生じた廃棄物に関する基準

イ プラズマ反応により分解されたものについては、ポリ塩化ビフェニルが分解されていること。

ロ 液状又は泥状のものについては、それぞれ第一の一のハ又は一の二の規定を準用する。

第五第一号中「又は光化学反応等」を「、光化学反応等又はプラズマ反応」に改める。

特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は

再生の方法として環境大臣が定める方法の一部を改正する件

○環境省告示第十六号（平成十四年三月七日）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条の五第一項第二号ニ及びへの規定に基づき、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成四年七月厚生省告示第百九

十四号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

第六号に次のように加える。

ホ プラズマ分解方式の反応設備を用いてプラズマ反応によりポリ塩化ビフェニルを分解する方法
第九号中「ニまで」を「ホまで」に改める。

ダイオキシン類の濃度の算出方法の一部を改正する件

○環境省告示第十七号（平成十四年三月七日）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の七第十三項第四号トの規定に基づき、ダイオキシン類の濃度の算出方法（平成十二年一月厚生省告示第七号）

の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

「第四号ト」の次に「、同項第六号チ」を加え、第一項中「熱化学分解」の次に「若しくはプラズマ分解」を加え、第五項中「還元熱化学分解方式」の次に「及びプラズマ分解方式」を加える。

作業環境測定基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第六十五号(平成十四年三月七日)

労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)
第六十五条第二項の規定に基づき、作業環境測定基準(昭和五十一年労働省告示第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 エチレンオキシド
